

行方市地域福祉計画・ 行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画

第3期計画 令和4年度～令和8年度

概要版

誰もがみんな
ふれ合い 支え合い
助け合うまち
なめがた



令和4年3月

行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会

1 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人一人が、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方

住民一人一人が自分で
できることは自分でする
(日常生活・健康管理等)

住民一人一人が家族や
地域で支え合い、助け合う
(日頃の挨拶や見守り・地域活動等)

自助

互助

共助

公助

介護保険や医療保険などの
制度化された相互扶助
(社会保険制度及びサービス等)

自助・互助・共助では対応
できない生活困窮等の
状況に対して支援を行う
(生活保護・虐待対策等)

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、車の両輪となるものです。

本市においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

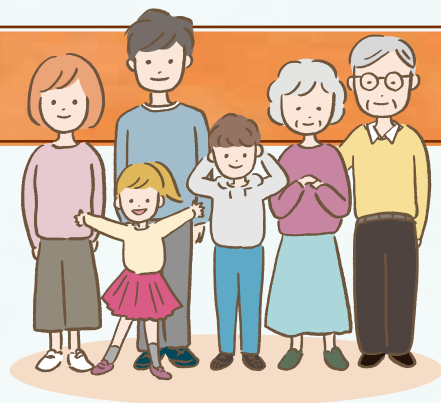


3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 行方市が目指す地域福祉像

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえつつ、総合戦略と連動して『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を行方市が目指す地域福祉像として設定し、『笑顔で住み続けたいまち 行方』を目指します。



5 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本計画における基本理念を「**誰もがみんな ふれ合い 支え合い 助け合うまち なめがた**」とし、市民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支え合うことができる地域社会を目指します。

市の将来像 市の最上位計画「行方市総合戦略書」の将来像

笑顔で住み続けたいまち 行方



「行方市総合戦略書」重点プロジェクト
健康で文化的なまちプロジェクト

日本一「元気で包容力のある地域」をつくる

第3期地域福祉計画・
地域福祉活動計画の基本理念

**誰もがみんな ふれ合い 支え合い
助け合うまち なめがた**

6 計画の体系

基本目標	具体的な施策・取り組み	
基本目標1 地域の支え合い・助け合いづくり  	1 市民の福祉意識の高揚	(1) 地域住民の交流の促進 (2) 学校教育の場での福祉教育の推進 (3) 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発
	2 地域福祉を担う人材の育成	(1) ボランティアの育成 (2) 協働による地域福祉の推進
	3 地域福祉活動団体との連携	(1) 地域福祉活動の推進 (2) 民生委員・児童委員の活動支援 (3) 福祉団体への支援
基本目標2 包括的な支援体制づくり    	1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり	(1) 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開 (2) 市民に分かりやすい福祉情報の提供 (3) 情報バリアフリーの推進
	2 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり	(1) 包括的な支援体制の構築・強化 (2) 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実
	3 複合的な課題を抱えている人への支援の推進	(1) 生活困窮者の早期把握 (2) 生活困窮者の自立支援の推進 (3) あらゆる虐待の防止対策
	4 障がいや理由とする差別の解消の推進	(1) 障がいと障がい者への理解を広げる取り組み (2) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
基本目標3 安全・安心な地域づくり 	1 すべての市民が安心して外出できる環境づくり	(1) バリアフリーのまちづくり (2) 市内交通の利便性の向上
	2 市民生活の安全安心の向上	(1) 避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進 (2) 地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進
行方市 成年後見制度 利用促進基本計画	目標1 ・成年後見制度の周知及び啓発の強化 目標2 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 目標3 ・相談支援機能及び利用支援体制の強化	

《持続可能な地域づくり～SDGsの視点～》

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1

地域の支え合い・助け合いづくり

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。



具体的な施策・取り組み

1 市民の福祉意識の高揚

- (1) 地域住民の交流の促進 (2) 学校教育の場での福祉教育の推進
- (3) 福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

2 地域福祉を担う人材の育成

- (1) ボランティアの育成 (2) 協働による地域福祉の推進

3 地域福祉活動団体との連携

- (1) 地域福祉活動の推進 (2) 民生委員・児童委員の活動支援 (3) 福祉団体への支援



市民・地域の取り組み

- 自分が住む地域の状況に関心をもちます。
- まずは、「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的に行います。
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます。



社協の取り組み

- 福祉・ボランティア体験や交流等を通じて学び、福祉に対する理解を深めていくことを目的とした事業です。地域や学校で行われる福祉体験学習を当事者団体やボランティアグループと共にサポートすることにより、地域を支える人づくり＝福祉のまちづくりに取り組みます。【福祉体験事業】
- 小地域福祉活動を住民主体で取り組み、継続した活動となるよう、各地域のイベント等の運営に協力し、事業の推進に努めます。【生活支援体制整備事業(小地域福祉活動モデル地区指定事業)】



行政の取り組み

- 近所づきあいや見守り、言葉掛け等が自然に行われる地域の風土づくりを目指し、交流行事やイベントの開催等の取り組みを通じて、市民への意識啓発に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 高齢者や障がい者、当事者団体やその家族等で構成する団体が取り組む福祉課題解決のための事業活動に対して、専門職の配置を充実し、相談体制の構築に努めていきます。

基本目標2

包括的な支援体制づくり



多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度※の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

具体的な施策・取り組み

1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

- (1) 安定的な福祉サービスの提供と地域に密着した福祉サービスの展開
- (2) 市民に分かりやすい福祉情報の提供 (3) 情報バリアフリーの推進

2 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり

- (1) 包括的な支援体制の構築・強化 (2) 多様な主体による見守り・支え合い体制の充実

3 複合的な課題を抱えている人への支援の推進

- (1) 生活困窮者の早期把握 (2) 生活困窮者の自立支援の推進 (3) あらゆる虐待の防止対策

4 障がいと理由とする差別の解消の推進

- (1) 障がいと障がい者への理解を広げる取り組み (2) 相談及び紛争の防止等のための体制整備



市民・地域の取り組み

- 自身や家族の生活上の問題について、市内の相談窓口を積極的に活用し、その解決に努めます。
- 回覧板や広報紙などに目を通すようにします。
- 日頃から近所づきあいを深め、身近に相談相手を見つけます。



社協の取り組み

- 地域において、介護予防体操やレクリエーション等を行い、市民同士の交流を通して、引きこもり予防及び健康づくりと仲間づくりを図ります。【介護予防フォローアップ事業(各サロン事業)】
- 相談支援機関、関係者の連携・協働により、市民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行います。【地域総合相談・生活支援事業】



行政の取り組み

- 既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について検討していきます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

※権利擁護制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

基本目標3

11 住み続けられる
まちづくりを



安全・安心な地域づくり

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

具体的な施策・取り組み

1 すべての市民が安心して外出できる環境づくり

(1) バリアフリーのまちづくり (2) 市内交通の利便性の向上

2 市民生活の安全安心の向上

(1) 避難行動要支援者対策等、防災・減災対策の推進
(2) 地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進



市民・地域の取り組み

- 外出や移動の際はお互いに協力します。
- 高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげます。
- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認します。



社協の取り組み

- 日常生活の移動に不便を感じる交通弱者の移動手段を確保し、交通不便地域の解消を図り、公共福祉の増進と活力に満ちた地域社会の実現を目指します。(新公共交通システム事業)
- 自助、共助という防災の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的とします。その実施にあたっては、行政、防災関係機関、市民、事業所、行政区等の様々な主体者と、一体となって取り組むこととします。【生活支援体制整備事業(地域防災・防犯ネットワーク推進事業)】



行政の取り組み

- 高速バス、路線バス、乗合タクシー、民間タクシー、スクールバス等を組み合わせた持続可能な公共交通ネットワークを形成することにより、交流と地域の活力を支える利用しやすい持続可能な公共交通網を構築します。
- 避難行動要支援者登録制度や福祉避難所の周知を図るとともに、個別計画の推進を図り、避難支援等関係者に日頃の見守り活動への活用を促進します。
- 警察、交通安全協会、交通安全母の会等との連携により、高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化を図ります。

8 行方市成年後見制度利用促進計画

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所から選任された支援者(成年後見人等)が本人の預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約等(身上保護)を行っていく制度です。この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

この法律で、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月策定)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

これを受け、本市は、**社会福祉課を中心に、関係各課、関係機関とともに「行方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むもの**とします。

具体的な施策・取り組み

目標 1

成年後見制度の周知及び啓発の強化

(1) 制度の広報・普及

目標 2

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(1) 中核機関の設置 (2) 地域連携ネットワークの構築

目標 3

相談支援機能及び利用支援体制の強化

(1) 相談支援機能の強化



9 計画の期間と進行管理

計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。また、計画の進捗状況の評価は、関係各課の連絡会議を毎年度開催し、評価を実施します。さらに、中間年度においては、有識者等による会議を実施し、施策の評価・見直しを実施します。



行方市地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画 第3期計画

令和4年3月 概要版

発行
企画・編集

行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会

行方市市民福祉部社会福祉課

〒311-3512

茨城県行方市玉造甲404

行方市役所玉造庁舎

TEL(0299)55-0111 FAX(0299)36-2610

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

社会福祉法人行方市社会福祉協議会

〒311-3512

茨城県行方市玉造甲478-1

地域包括支援センター内

TEL(0299)36-2020 FAX(0299)55-4545

<http://www.yokattanet.jp/>